

岸和田市立春木中学校PTA規約

第1条 名称および事務所

- (1) 本会は、岸和田市立春木中学校PTAと称する。
- (2) 事務局は、岸和田市立春木中学校内におく。

第2条 目的

- (1) 本会の目的は、家庭、学校、ならびに校区内における生徒の福祉を増進し、真の民主教育を推進しようとするものである。
- (2) 会員相互の親睦と教養を高めるように努める。

第3条 活動

本会は、上記の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 会員の資質を高める活動
- ② 生徒の幸福向上に貢献する活動
- ③ 会員相互の親和をはかる活動
- ④ 学校と家庭の緊密なる連携活動
- ⑤ 学校環境をよくする活動
- ⑥ 校区内の青少年育成団体との連携

第4条 会員

本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 岸和田市立春木中学校に在籍する生徒の保護者および教職員。
- (2) 名誉会員 本会に功労あり、本会より推挙された方。

第5条 役員・専門部

- (1) 役員（5名※）
会長（1名） 副会長（2名） 書記（1名） 会計（1名）
※ 市PTA担当役員（1名）…割り当ての年のみ合計6名になる
- (2) 専門部（16名）
補導部（4名） 保健体育部（4名） 文化部（4名） 広報部（4名）
※ 各部に部長と副部長をおく。部長と副部長は各部で協議して決定する。
- (3) 顧問（1名）
前年度会長がこの職に当たり、本会の相談役を務める。
- (4) 会計監査（1名）
前年度役員の中より1名を選び、本会の会計について監査する。

第6条 役員・専門部員の任期

- (1) 役員、専門部員の任期は、次期役員、専門部員の選出就任の日までとする。ただし留任をさまたげない。
- (2) 役員、専門部員に欠員を生じた場合には、役員会において選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第7条 総会および集会

本会の総会および集会は、次のとおりとする。

(1) 総会

- ① 毎年4月に開き、予算、決算に関する事項および活動計画など、その他重要な事項を決議する。
- ② 会長もしくは全会員の4分の1以上の要求によって、必要あるときは、臨時に総会を開くことができる。
- ③ 総会の成立は、全会員の5分の1以上の出席または委任状を必要とする。
- ④ 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(2) 集会

- ① 役員会 必要に応じて会長が招集する。
会長、副会長、書記、会計、学校長、教頭、首席ならびに会長が必要と認めた会員をもって構成する。
- ② 実行委員会 毎月1回を原則とし、必要に応じて会長が招集し、その議長となることができる。
会長、副会長、書記、会計、学校長、教頭、首席、専門部員、ならびに委員会が必要と認める会員をもって構成する。
実行委員会は、各専門部会で立案された事業計画の検討、承認と総会に提出する議案、報告等、総合的な事業について協議し、運営の円滑化をはかる。
- ③ 専門部会 各専門部会の招集は、部長あるいは各部員が必要に応じて行う。
校長および教頭は、学校管理ならびに教育上、各部会に出席して意見を述べることができる。
 - (ア) 補導部 生徒の生活安全、交通安全指導について協力し、校区内における各青少年育成団体と提携し、生徒の校外補導にあたる。
 - (イ) 文化部 会員の教養を高めるための研究会、講演会、母親教室、教育視察等の開催について立案し実施する。
 - (ウ) 保体部 会員の保健体育行事について立案し実施する。
 - (エ) 広報部 会報の作成、文化誌紙の編集発行その他広報に関するを行う。
- ④ 特別委員会 この会は、直面した問題を処理するために設置する臨時的性格を持った委員会で、常任するものではなく、その問題が解決すれば自然解消する。会員以外でも特別委員会が必要と認めた場合、委員に委嘱する。

第8条 会計

- (1) 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金およびその他をもってあてる。
- (2) 会費は一世帯ごとに1か月1,000円とし、8か月間徴収する。
- (3) 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 規約の改正

- (1) この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。
- (2) ただし改正については、前回の実行委員会で通知しておくこととし、改正案は次

回実行委員会の少なくとも1週間前に各委員に知らせておく。

＜付 則＞

- (1) この規約は、昭和45年10月14日より施行する。
- (2) この規約の施行細則は別に定める。
- (3) 昭和49年3月8日に第5条の1～5を改正する。
- (4) 昭和59年2月24日に規約の一部を改正する。
- (5) 昭和60年4月25日に第8条（会費）を改正する。
- (6) 昭和61年4月23日に第5、7、9条の一部を改正する。
- (7) 平成18年4月21日に第5、8条の一部を改正する。
- (8) 平成20年4月18日に第8条の一部を改正する。
- (9) 平成26年4月25日に第8条の一部を改正する。
- (10) 平成30年4月20日に第5、6、7条を改正する。

＜P T A規約施行細則＞

1 役員等選出委員会

- (1) 次期役員ならびに専門部員の選出の管理および執行をするため、役員等選出委員会を11月末までに置く。
- (2) 会長は選出委員を若干名委嘱し12月の実行委員会にて報告する。
- (3) 選出委員の任期は、次期役員ならび部員の決定までとする。

2 選出方法

- (1) 立候補および推薦は、役員および専門部員の全ての役職で受け付ける。その際、子の学年は指定しない。立候補の受付は3学期開始から2週間とする。
- (2) 立候補者および推薦が多数の場合は、協議の上抽選により決定する。
- (3) 立候補者および推薦がない場合は、以下の方法により抽選する。
 - ① 抽選は新3年生の保護者を対象とする。
 - ② 抽選は2月に実施する。また、その案内は郵送する。
 - ③ 次のいずれかに該当する場合は抽選の対象外になる。この場合、期限までに抽選免除届を提出する。届の提出がない場合は、抽選の対象になる。
 - (ア) 中学校のP T A役員の経験者（会長、副会長、書記、会計）
 - (イ) 小学校のP T A役員または実行委員にすでに決まっている者
 - (ウ) 小学4年生以下の子供がいるひとり親家庭、または単身赴任家庭の者
 - (エ) その他特別な事情があると役員等選出委員会で認められた者
 - ④ 抽選に来られない場合は委任状を提出し、会長による代理抽選を行う。また期限までに委任状の提出がない場合は抽選の対象となる。
 - ⑤ 役員抽選は、次のア、イの手順で行う。
 - (ア) 出席者が座席の順番にくじを引く。
 - (イ) 委任状の提出者は、会長が代理でくじを引く。
 - ⑥ 当選くじには、あらかじめ次の役職が示されている。

- 1 会長（1名） 2 副会長（2名） 3 書記（1名）
4 会計（1名） 5 専門部員（16人）
7 市PTA担当役員（1名） ※ 7は割り当ての年のみ

- ⑦ 専門部員に当選した場合は、当選者で協議して各専門部に分かれる。
⑧ 選出人数に達した時点で抽選は終了する。
⑨ 役員等に選出されたが辞退する場合は、本人により代理を探す。
⑩ 抽選は、春木中学校で行う。

3 施行規則の改正

この施行規則は、実行委員会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

4 施行規則の施行

この施行規則は、平成30年12月7日より実施する。